

# 第11章

## 防災対策の充実

## 第11章 総論

文部科学省では、児童生徒などの安心・安全を確保するため、災害対策基本法などに基づき「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災教育の充実や学校施設の防災機能強化などの災害予防の推進、災害応急対策の推進、災害復旧の支援及び防災に関する研究開発の推進などに取り組んできました。

また、原子力防災対策として、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)の整備・維持及び原子力防災訓練などを行ってきました。

しかしながら、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び福島第一原子力発電所・第二原子力発電所事故の発生により、東北三県を中心に未曾有の被害が生じました。このため、今回の大震災によって、我が国の防災対策にどのような課題があり、どう改善していくのか検討する必要があります。文部科学省としては、これまでの取組の検証を行い、より一層の防災対策の充実に努めてまいります。

(震災発生後の取組については、第1部「東日本大震災からの復旧・復興」参照)

## 1 防災体制の確立

地震、津波、火山噴火、台風・集中豪雨などの自然災害や原子力災害をはじめとする事故災害に対し、迅速かつ適切に対処するためには、総合的かつ計画的な防災対策を進めることが重要です。

### (1) 文部科学省の防災計画

文部科学省では、災害対策基本法などに基づき、次のような目標を基本とした「文部科学省防災業務計画」を策定し、防災対策の充実に努めています。

- ①学校などにおける児童生徒などの生命・身体の安全を図ること
- ②災害による教育研究実施上の障害を取り除き、教育研究活動の実施を確保すること
- ③学校などの施設・設備の災害復旧に万全を期すること
- ④防災に関する研究活動などの効率化と強化を図ること
- ⑤原子力災害の発生・拡大を防止し、原子力災害の復旧を図ること
- ⑥被災者の救援活動に関し、的確な連携・協力を行うこと

これにより、総合的な防災体制を確立するとともに、災害予防の推進や災害応急対策の取組、災害復旧・復興の支援、防災に関する研究開発の推進など諸施策を総合的かつ計画的に進めています。

また、「文部科学省首都直下地震対応業務継続計画」を策定し、国民生活上重要かつ停滞してはならない事務を非常時においても必要最低限継続できるよう、防災体制の確立に努めています。

### (2) 都道府県や市町村の防災計画

都道府県や市町村においては、防災基本計画<sup>\*1</sup>や文部科学省防災業務計画などを基に地域防災計画を作成し、学校などにおける防災体制の整備充実に努めています。

文部科学省では、災害などが発生した場合に必要な児童生徒などの安全確保のための対応策などについて、学校や教育委員会の参考となるよう、基本的事項を取りまとめています。

## 2 災害予防の推進

文部科学省では、災害時において、児童生徒などが自ら適切な行動をとれるようにするため、防災教育をより一層充実するとともに、児童生徒などの学習・生活の場だけではなく地域住民などの避難場所となる学校施設について、防災機能の強化などをはじめとした災害予防を積極的に推進しています。

### (1) 防災教育の充実

各学校においては、子どもの時期から正しい防災知識を身に付けさせるために、学習指導要領に基づき関連教科や特別活動など学校教育活動全体を通じて、防災教育を行っており、具体的には次の施策を行っています。

- ①学校における安全指導の進め方や避難訓練の実施を含む指導計画の作成などに関する教職員用参考資料などの作成・配布

<sup>\*1</sup> 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法に基づき中央防災会議(会長：内閣総理大臣)が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、各種防災計画の基本となるもの。この計画に基づき、各指定行政機関や指定公共機関は防災業務計画を作成する。

- ②地震などの自然災害時に、子どもが自ら安全な行動をとることができるよう、必要な知識などを身に付けさせるため、授業などにおいて活用する防災教育教材の作成・配布
- ③地震による災害の危険と安全確保の方法など防災教育に関する研修会の開催(教員研修センターで実施)

## (2) 防災機能の強化

平成23年の東日本大震災や7年の阪神・淡路大震災、16年の新潟県中越地震などの大規模地震発生後には、多くの学校施設が避難所として利用されてきました。しかし一方で、学校施設での避難生活において施設の面でも様々な不便が生じたこと、また、天井材や照明器具などの非構造部材の被害によって避難所として使用できなかった例が見られたことなど、学校施設の避難所として必要な防災機能について様々な課題が指摘されています。

このような観点の下、国立教育政策研究所によって学校施設に必要な防災機能について調査研究が行われ、平成19年8月(平成20年7月一部追記)に報告書「学校施設の防災機能の向上のために」が取りまとめられました(参照：<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/bousaitsuiki.pdf>)。

また、文部科学省では、東日本大震災の被害を踏まえ、有識者による検討会を設置し、学校施設の安全性や防災機能の確保など、特に重要な課題について検討を行い、23年7月に「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言を取りまとめました(参照：[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shisetu/017/toushin/1308045.htm))。

さらに、国立教育政策研究所による学校施設の防災機能に関する実態調査結果(平成23年8月公表)等を踏まえ、学校施設の防災機能の向上に取り組むよう各都道府県教育委員会などに対し周知を図りました。

このような状況を踏まえ、平成24年度より防災機能強化事業を創設し、地方公共団体が実施する非構造部材の耐震化、避難経路や外階段の設置、備蓄倉庫、屋外便所等の整備に加え、自家発電設備の単体整備についても補助対象とし、公立学校施設の防災機能を強化する事業を支援していきます。

また、余裕教室(参照：第2部第10章第2節②(3))を、備蓄倉庫など地域防災のための施設に転用する場合の財産処分についても、手続の大幅な弾力化・簡素化を図っています。

さらに、集中豪雨や台風などによる被害を考慮し、風水害に対する学校施設の適切な安全確保のための点検ポイントなどについてまとめたパンフレットを教育委員会などに配付し、風水害などの災害に備えた学校施設の安全対策を促しています。

## 3 災害応急対策の取組

文部科学省では、自然災害が発生した場合の応急対策として、迅速かつ的確な情報収集に努めるなど初動対応を実施するとともに、都道府県の教育委員会などからの要望に応じて、被災施設の応急危険度判定や児童生徒などの心のケアなど必要な支援を実施しています。

### (1) 発災時の初動対応

文部科学省では、自然災害が発生した場合、迅速かつ的確な被害情報の収集に努めるとともに、児童生徒、学生や教職員の安全確保、被害増大や二次災害の防止など必要な措置を講じるよう、都道府県の教育委員会など関係機関に依頼しています。また、激甚災害<sup>\*2</sup>などの大きな災害が発生した場合

<sup>\*2</sup> 激甚災害

国民経済に著しい影響を及ぼす災害、または局地的な災害ではあるが被害の程度が激甚で、被災地域への財政援助や被災者への助成が特に必要となる大きな災害をいう。

には、文部科学省職員を現地に派遣し、被害状況の調査や建物の安全点検などを行っています。

## (2) 被災文教施設の応急危険度判定に関する技術的支援

学校などの文教施設が地震により被災した場合、その後の建物の倒壊や落下物による二次災害から児童生徒や避難住民の安全を確保するため、早急にその被害状況を調査し、建物の当面の使用の可否について判定(応急危険度判定)する必要があります。

文部科学省では、阪神・淡路大震災における調査の経験に基づき、「被災文教施設応急危険度判定に係る技術的支援実施要領」を定め、調査団を被災地に派遣し、応急危険度判定に関する調査を実施しています。近年では、平成20年6月に発生した岩手・宮城内陸地震、23年3月に発生した東日本大震災の際にも、職員を派遣し調査を行いました。

また、調査方法に関する指針として策定した、「被災文教施設応急危険度判定方法について」により定期的に講習会を実施し、応急危険度判定を行うことができる人材の養成にも努めています。

## (3) 災害時の心のケア

文部科学省では、災害時における児童生徒などの心のケアについて、その方法や実際の場面での対応などについて整理した教師用の手引や保護者用のリーフレット(手引)の配布などの支援を行っています。

## 4 学校施設の災害復旧の支援

文部科学省では、被害を受けた公立学校施設において教育活動を円滑に実施できるよう、施設の災害復旧に要する経費の一部を国庫負担(補助)しています(図表2-11-1)。

平成21年8月には台風第9号による河川の氾濫で床下浸水、斜面の崩落、学校敷地への土砂の流入などの被害が発生しました。また、22年10月の鹿児島県奄美地方における大雨では、床上浸水により教具・教材の破損・汚損、建物内部への汚泥堆積などの被害が発生しました。23年においては、3月の東北地方太平洋沖地震で津波が発生し、地震による校舎の亀裂、校地斜面の崩落や校庭の液状化に加え、沿岸部の公立学校では、校舎2階にある教室まで津波が押し寄せ、ガラス窓や天井材及び教具・教材などを流出させるなどの被害が発生するとともに、原子力発電所の事故により、校地内の放射線量が屋外活動を制限しなければならない基準値を超える被害が発生しました。また、同年9月の台風第12号による大雨では校地斜面の崩落、河川の氾濫で床上浸水などの被害が発生しました。これらの災害は、激甚災害として指定され、公立学校施設の災害復旧事業について、地方公共団体ごとにその財政規模に応じて国庫負担額が引き上げられました。

図表 2-11-1

平成21~23年に発生した災害による公立学校施設災害復旧事業)

発生区分	件数	災害復旧費
21年	95件	7億3,000万円
22年	46件	4億8,000万円
23年	約2,800件 175件	未確定
東日本大震災 その他の災害		18億6,000万円

(注) 発生区分は1月1日~12月31日まで(出典)文部科学省調べ



平成23年の台風第12号で被災した学校被害(学校浸水)

## 5 防災に関する研究開発の推進

科学技術を生かし、自然災害による被害の軽減を図るため、文部科学省では、地震調査研究推進本部の方針に基づき、地震調査研究を進めています。あわせて、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会が平成18年7月に取りまとめた「防災に関する研究開発の推進方策について」を踏まえ、防災に関する研究開発を推進しています(参照：第2部第5章第4節2(2))。

## 第2節 原子力防災対策

原子力災害は、万全を期して安全確保に取り組んだとしても防げるとは限らないものであり、平時から万一の場合に備えた体制を維持・確保することが必要不可欠です。文部科学省では、経済産業省をはじめとする関係省庁や地方公共団体などと協力しながら、原子力防災に関する様々な取組を行っています。

### 1 原子力災害対策特別措置法

平成11年9月のJCO東海村ウラン加工施設での臨界事故の反省から、12年6月に原子力災害対策特別措置法が施行されました。この法律は、迅速な初期動作の確保、国と地方公共団体との有機的な連携の確保、国の緊急時対応体制の強化、原子力事業者の責務の明確化などについて定めることにより、原子力災害対策を強化し、原子力災害から国民の生命・身体・財産を保護することを目的としています。

### 2 防災対策の向上のための取組

文部科学省では、原子力災害対策特別措置法等に基づき、緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)\*<sup>3</sup>の整備・維持、原子力防災専門官の現地駐在、専門家の現地派遣体制の整備、国・地方公共団体・原子力事業者が共同で行う原子力総合防災訓練、文部科学省所管原子力施設を対象とした文部科学省原子力防災訓練の実施などの取組を、経済産業省をはじめとする関係省庁や地方公共団体などと協力しながら行っています。

また、原子力発電施設などから放出される放射性物質の拡散やそれによる被ばく線量等を迅速に予測計算するためのSPEEDIネットワークシステムなど各関係機関の間のネットワークを整備しています。あわせて、防災業務関係者に対する研修や、原子力防災、環境放射線モニタリング等に関する幅広い情報提供などを行っています。

さらに、原子力災害による被ばく患者が発生した場合に実効性のある被ばく医療体制を確保できるよう、関係道府県が行う各種防災対策を支援するとともに、関係機関と連携し、被ばく医療関係者に対する研修や、緊急被ばく医療に関する情報提供などを行っています。

原子力防災に関する関係道府県への財政支援としては、各道府県への原子力発電施設等緊急時安全対策交付金の交付などがあります。こうした交付金制度により、文部科学省は経済産業省とも連携し、緊急時に必要となる連絡網、資機材、周辺住民に対する防災対策に関する知識の普及などに要する経費について、関係道府県に対する支援を行っています。

また、緊急時におけるオペレーションセンター(災害対策室)としての「文部科学省非常災害対策セ

\*<sup>3</sup> 緊急事態応急対策拠点施設(オフサイトセンター)

国、道府県、市町村などの関係者が、一堂に会して情報の共有や緊急事態応急対策の実施について相互に協力するため、原子力災害対策に必要な機能を備えた施設。

ンター(EOC)」の整備, 原子力災害時の関係機関の役割を規定した計画・マニュアル類の整備などを行っています。

